

令和8年6月1日より 保険診療と保険外(自費)診療の 同日受診が不可となりました

患者様へお願い

制度変更（法令の改正）に伴い、同一日の保険診療と自費診療の併用は不可となりました。

両診療をご希望の際は、恐れ入りますが別日程でのご予約およびご来院をお願い申し上げます。

「自費診療」に該当する具体的な例

下記の診療・検査・処方 は 自費診療 となります。

これらを希望される日は、風邪や生活習慣病などの 保険診療（診察や通常のお薬の処方）を同時に行うことはできません。

1.健康診断・検診



- ・鎌倉市特定健康診査（特定健診）
- ・一般健康診断
- ・事業所の健康診断（雇入健診・定期健診）
- ・各種検診等

2.予防接種（ワクチン）



- ・インフルエンザワクチン
- ・新型コロナウイルスワクチン
- ・带状疱疹ワクチン
- ・肺炎球菌ワクチン
- ・その他、予防接種全般

3.自費のお薬・注射



- ・自費処方となるお薬
- ・自費で行う注射
- ・その他